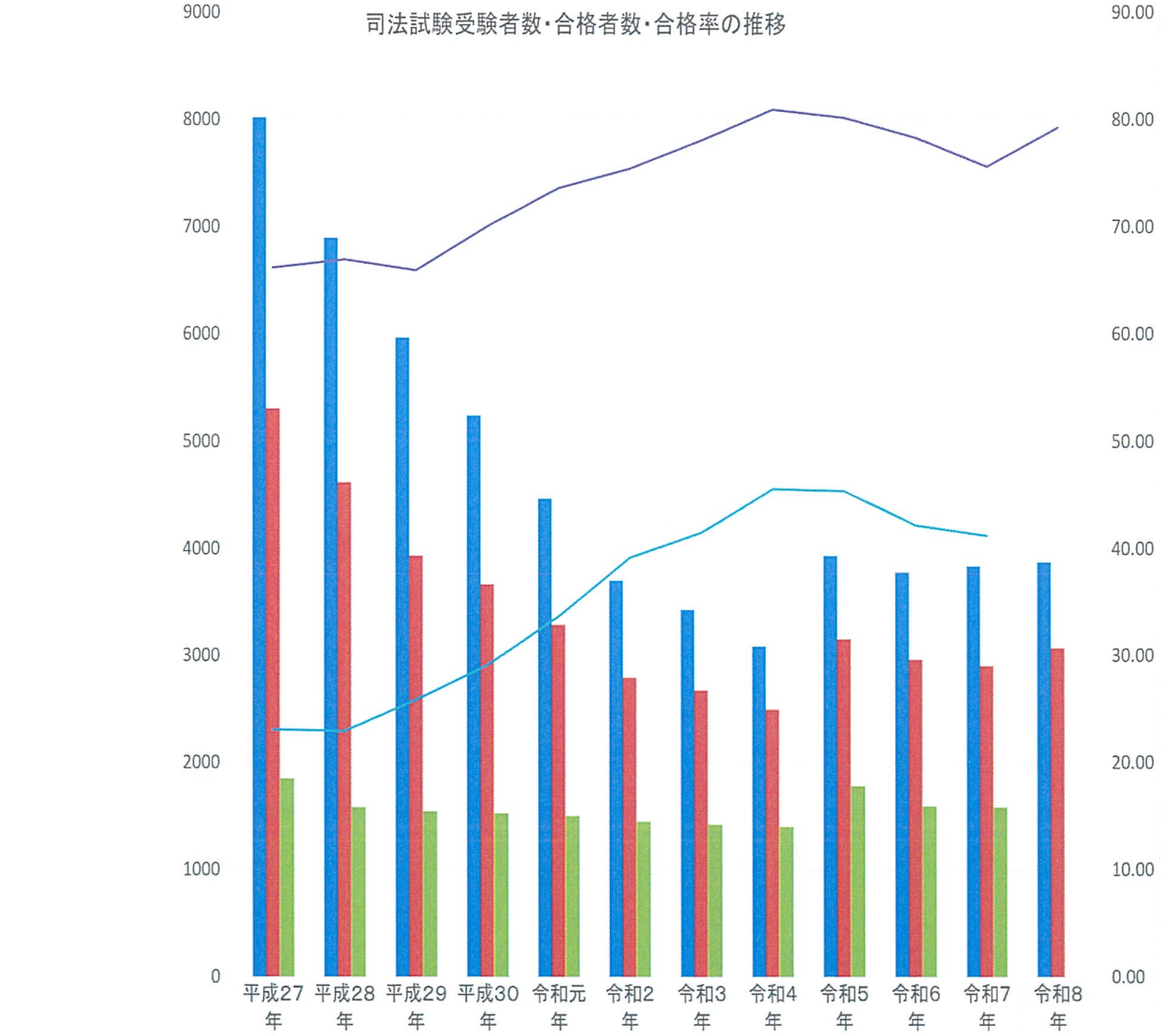
２０２６年（令和８年）司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明

１　平成２７年以降の司法試験受験者数、短答式試験合格者数、最終合格者数、対受験者短答式合格率、対受験者最終合格率は下図のとおりである。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
受験者数	8016	6899	5967	5238	4466	3703	3424	3082	3928	3779	3837	3871
短答式試験合格者数	5308	4621	3937	3669	3287	2793	2672	2494	3149	2958	2902	3068
最終合格者数	1850	1583	1543	1525	1502	1450	1421	1403	1781	1592	1581	
対受験者短答式合格率(%)	66.22	66.98	65.98	70.05	73.60	75.43	78.04	80.92	80.17	78.27	75.63	79.26
対受験者最終合格率(%)	23.08	22.95	25.86	29.11	33.63	39.16	41.50	45.52	45.34	42.13	41.20	

令和４年まで司法試験受験者数、短答式試験合格者数が年々減少してきたのに対し、最終合格者数は相対的に緩やかな減少にとどまってきた結果、受験者に占める最終合格者の割合は、平成２７年以降で最も少なかった平成２８年の２２．９５％から昨年の４１．２０％へとほぼ倍増した。

2　本年８月６日に発表された司法試験短答式試験の結果によると、本年の司法試験受験者数は３８７１人、短答式試験合格者は３０６８人であった。

令和５年に法科大学院在学中受験資格が新設され、同資格に基づいて１０７０人が受験したため、令和４年までの減少傾向から一転して受験者数、短答式試験合格者数のいずれも大幅に増加することとなった。

本年は法科大学院在学中受験資格に基づいて過去最多の１４３６人が受験し、受験者数は昨年から僅かに増加した。

3　２０１５年（平成２７年）６月３０日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間１５００人程度は輩出すべきとする方針を決定した。

司法試験受験者数・短答式試験合格者数が年々減少してきたにもかかわらず、最終合格者数が１４００人台を割ることなく、受験者に占める最終合格者の割合が平成２８年から昨年にかけてほぼ倍増しているのは、上記方針の影響が大きいためと思われる。

4　しかし、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法１条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければならない。

上記「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」でも、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、最終合格者数１５００人維持を至上命令とすべきでないことに敢えて言及している。

5　令和５年から受験者数が増加したとはいえ、本年の受験者数は１０年前の平成２８年との比較で約４４％も減少しているのであるから、本年の合格者を近年で最も少なかった令和４年の１４００人程度まで減らしたとしても、少なくともボーダーライン付近の受験者の実力は、平成２８年と比べて低下すると

考えるのが自然である。仮に平成２８年の対受験者合格率と同程度として決定した場合、本年の最終合格者は約８９０人となるが、僅か１０年前の合格水準を大幅に切り下げて１４００人程度とすることは前記質の確保の要請に反し、司法試験法の趣旨にも反するものと言わざるを得ない。

平成２８年以降の合格率の上昇は明らかに不自然で、これまで合格者数維持のために合格水準を下げ続けてきたと思われるから、本年も合格率を昨年並みとして約１６００人もの合格者を出すようなことはあってはならない。

なお、当会がこれまで繰り返し指摘してきたとおり、我が国の弁護士人口は既に供給過剰の状態にある。加えて近時、生成ＡＩ・ＡＩエージェントの急速な進化に伴い、諸外国の大規模法律事務所を中心に、これまで若手法曹が担ってきた定型的な業務の代替が進みつつあり、中長期的にみて法曹に対する需要が減少に転じるのではないかとの指摘も出始めている。その影響の程度や我が国への波及の有無は現時点で確たる見通しを得られないが、仮にこの動向が我が国にも及ぶとすれば、既存の供給過剰の状態に需要減少という不確実性が重なることとなり、司法試験合格者数を増加ないし高水準に維持すべき状況にはますますないというべきである。かかる情勢に鑑みても、司法試験委員会は、数値目標にとらわれることなく、実力本位の厳正な合否判定を行うべきである。

6　当会は、２０１１年２月１０日の定時総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を１０００人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年の最終合格者数の発表を受けて、１０００人以下に減員するよう求める会長声明を発してきた。

7　よって当会は、司法試験委員会が法曹の質を確保するために厳正な合否判定を行うことを強く求める。

以　上

２０２６年　９月２４日

千葉県弁護士会

会長　牧田　謙太郎